



No.121-1

高等学校等入学準備サポート事業給付金について

山梨県では、経済的に余裕のない世帯の高校等への入学に要する費用負担を軽減するため、給付金を支給し、支援を行う「高等学校等入学準備サポート事業」を行っています。

1 給付を受けることができるのは？

新入生の保護者等のうち、次の2つの条件に該当する者

- 令和4年の所得申告がされており、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税の世帯であること(生活保護受給世帯は除く)
- 保護者等が山梨県内に住所を有すること

2 いくら給付されるの？

生徒一人につき、制服、体育着、上履き、体育館履きの購入費用を含めた高校入学の準備に必要な経費として、**50,000円**を支給

※ 支給時期は7月を予定

3 申請方法は？

申請希望者（No. 121-2 の高等学校等入学準備サポート事業申請確認書で「はい、申請します。」にチェックを入れられた方）へは、4月に申請用紙を配布します。別途定められた期限までに事務室へ書類を提出してください。

〔お問合わせ先〕

山梨県教育委員会高校教育課管理奨学担当 TEL055-223-1769（平日 8:30～17:15）

山梨県立甲府工業高等学校事務室 TEL055-252-4896（平日 8:30～17:00）